

Title	続日本紀の「宣命書き」システム
Sub Title	"Semmyō-gaki" writing systems in Shoku Nihongi
Author	屋名池, 誠(Yanaike, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2019
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.117, (2019. 12) ,p.18- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	佐藤道生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01170001-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「続日本紀の「宣命書き」システム

屋名池 誠

一 問題の所在

虚心坦懐に『続日本紀』宣命を通観すると、詔によって小字の万葉仮名の密度にかなりのちがいがあふること気が付かされる。試みに北川和秀氏編の校本の各詔の先頭ページについて総字数に対する万葉仮名の割合を計ってみると、^①

一詔 二三% 七詔 二六% 一三詔 二三% 二五詔 二九% 三一詔 四四%
三八詔 四三% 四四詔 三七% 五一詔 三三% 五八詔 四二%

と顕著な差があることがわかる。本居宣長の『歴朝詔詞解』は彼の想定した宣命書きの原則で全編を一貫させようとして本文を改変した。北川氏は古写本の調査に基づき宣長の意改を批判し、新たに宣命書きの原理を探究されたが、これも宣命全編を均質なものと考ふる立場に立っている点では宣長と同様である。しかし、仮名の密度にこれほどのちがいがあふるなら、宣命書きの機構も全編単一のもので働いているとは考へない方がよいのではないか。この素朴な直観を仮説として実証的研究をおこなったのが本稿である。

どこからどこまでを均質な区間と認めるかの試行錯誤の道程は紙数の関係から省略して、以下検証の結果を報告する。
『続日本紀』の宣命には、二六詔から四七詔までのいわゆる「淳仁・称徳期」のもと、その他の時期（以下「一般期」と仮称する）のもので異なる「宣命書き」のシステムが働いているというのがその結論である。

二 分析の枠組み・I

二・一 従来「宣命書き」は表意表記の大字の漢字（正訓字・表意字）と表音表記の小字の漢字（万葉仮名）の書き分けの問題と考えられているが、これに**大字の万葉仮名を加え、三字種の書き分けの問題**として考えなければならない。次のように、大字の仮名から小字の仮名への切り替えの実例も存在するからである。

伊射奈^比（四五詔） 于都斯^{久母}（五詔） 字倍奈弥^{由流之天}（三三詔）²

二・二 表意字（大字）と仮名小字、仮名大字と仮名小字との書き分けは、言語連鎖（話線）上でのシンタグマティックな字種の切り替えであるが、表意字と仮名大字の書き分けは言語連鎖上の同位置におけるパラダイグマティックな字種の選択だから、別次元の問題としてわけて考えなければならない。前者を「**字種切り替え**」と呼び、後者を「**字種選択**」と呼ぶことにしよう。

二・三 また「宣命書き」では大字の表意字と仮名小字の書き分けは、それが表記している言語単位の性質のちがいにに対応しているらしいのだから、分析に当たってはそれぞれの字種が表記している当時の言語単位についても精確に知っておかなければならない。

二・三・一 形態論的な単位に限るとしても、形態素、文節だけでは不足であって、その中間の大きさの単位として〈語〉という単位の導入が必要である。〈語〉は *word* に相当する日本語の単位として私が提唱しているものだが、外形的にはアクセント単位、最小呼気段落として特徴付けられる単位で、言語体系上の理論的単位というにとどまらず、実際の言語活動においても重要な役割を果たしている基本的な単位である（詳細は屋名池（二〇一a）を参照いただきたい）。

二・三・二 伝統文法で付属語とされてきたものは、〈語〉の内部要素にすぎないものと、独立の〈語〉をなすものとに分けられる。前者は〈語〉を構成している形態素にすぎないもので、現代語の動詞でいえば、ヴォイスの(サ)セルや(ラ)レル、肯否のナイ、テンスのタ、従属節標識のテヤタラ、タリ、バなどがそれに当たる。これらは、動詞という〈語〉の一部として動詞を構成している部品にすぎないので、動詞にしか付かず(形容詞にはタではなくカツタ、バではなくケレバが付く)、その前に息継ぎもおけない。

一方、ラシイやダロウは独立の〈語〉であり、動詞・形容詞・名詞などどの述語にも付くことができ、その前で息継ぎをすることもできる。(サ)セルやタなどは動詞を構成している文法的接辞や語尾にすぎないから、助動詞とはよぶべきではない。助動詞と呼ばれるべきものは、ラシイやダロウのような独立の〈語〉であるものに限られる。

二・三・三 最小呼気段落であるかどうかは、発音の実態を知りうる現代語以外では確認することができないが、アクセントは史料上で知ることができるので、アクセントを調べることで各時代の〈語〉の実態を知ることができる。平安時代と現代とは特に動詞の周辺で〈語〉の大きさに大きな変動があったことがわかっている(屋名池(二〇〇四))。

テヤバは、現代語では動詞の内部の構成要素である形態素(語尾)にすぎないが、当時は独立の〈語〉だったのである。当時独立の〈語〉であったものは、格助詞、副助詞、係助詞、終助詞のすべてと、判定詞のナリのほか、ツ、ヌ、リ、タリ、キ、ケリ、ケム、ラシ、ラム、ナリ(推定)、テ、バ(確定条件)、ド・ドモなどであった。

一方、独立の〈語〉ではなく、動詞や形容詞という〈語〉の内部の構成要素である形態素(文法的接辞や語尾)にすぎなかったのは、いわゆる未然形に接続するとされている要素すべて(シム、(ラ)ル、ズ・ヌ・ネ、ム、ジ、バ(仮定条件)と、ベシ、マシジ、シ・シカ(キは独立の〈語〉)、(ク語法の)ク、(ミ語法の)ミなどである。

二・三・四 続日本紀宣命の書かれた奈良時代のアクセントを直接知ることのできる史料は存在していないが、資料で確認できる平安時代中期のアクセントとほぼ同じものであったことが推定できるので(屋名池(二〇一八)参照)、〈語〉のあり方も平安時代と同様であったと考えられる。

表1 一般期 表意字表記の動詞の単独用法の「送り仮名」

		並列	中止	単純終止	命令	連体	複合動詞 前項	連体 終止	已然 終止	已然 従属節	準体
送り仮名なし	四段活用	6	11	22	2	65	124	3	0	9	23
	二段活用	13	4	2	0	9	125	0	0	0	2
送り仮名1字	四段活用	4	10	3	4	9	25	4	2	5	1
	二段活用	3	1	1	1	2	6	0	0	0	2

三 一般期の「宣命書き」システム

三・一 まず、一般期の宣命の表意字^③（大字）から仮名小字への切り替え機構を見ることにしよう。現代語でいえば送り仮名の問題である。

まず、名詞や副詞などの活用しない語はその後に続く助詞など文法要素だけを仮名小字で表記するのが原則であるが、当時の人たちが接尾辞なものとして意味的なまとまりを感じていたと思われるものや、漢字で表記できる範囲を超えているためはじめに記された部分などを「送り仮名」として仮名小字で表記することがある。^④

大命ラマ・御命ラマ・詔旨ラマ（多数） 神ナガラ（一九・五四・五九詔） 神ロキ
（五・二三詔） 神ロミ（五・二三詔） 天皇ラ（一二詔）

三・二 次は活用語だが、もつとも複雑な語構造をもつ動詞から始めよう。

動詞の単独用法で〈語〉末が仮名小字でどう書かれているかをまとめると、表1のようになる。^⑤

「送り仮名」が付かないものが大半で、付くとしても仮名一字に限られている。

三・二・一 「送り仮名」が付かなければ、動詞の活用形は示せないの、単独用法のどの用法であるか、自動詞か他動詞かは表記面からは区別できない。「在」とあるだけではアリ（二詔）なのかアレ（二三詔）なのか、「成」はナリ（一三詔）なのかナシ（一五詔）なのか、表記のみではわからないのである。「送り仮名」が一字でもあれば活用形は示せるが、それでも一字だけでは動詞の自他の別までは示せないことが多い。ということとは、この切り替え機構は動詞の音形を精確に再現するためには不完全なものだということである。これで

は宣命使は初見では精確な読み分けはできない。宣命伝達の手続きを述べた儀式書などに記載はないが、宣命使は必ず事前に見て予習する必要があったであろう。

三・二・二 「送り仮名」の字数に、動詞の語幹のタイプ（伝統文法でいう「活用の型」）のちがいに応じた差がないことも注目する必要がある。現代の送り仮名法のように、漢字に担われる前部の表記を一定にそろえようとする方式なら、二段活用の動詞は連体形・已然形のいわゆる「靡き」部分で音節数が増えるから、その部分の「送り仮名」が一字ずつ増えなければならぬはずである。しかし連体形の実例をみるとそうなっていない。「歎じ」（二五詔）と漢字の担当する音形ヨロコを揃えるなら、「歎ブル」となるはずなのに「歎ル」（二五詔）となっていて、「歎ル」の漢字部分が担当しているのはヨロコブで、ヨロコブではないのである。これは、この「送り仮名」の機構が、現代語のように漢字が担当する前半部分を一定にするという方針とはまったく逆に、仮名小字で表記する語末部分の表記を一定にそろえようとする方針をとっていることを示している。こうすることで、同じ用法なら、動詞のタイプに関わらず送り仮名の字数は常に一定になるのである。このような、送り仮名の側を一定にそろえようとする送り仮名法は近代初期まで広く行われていた（屋名池（二〇一七b）参照）。

三・二・三 表には二字以上の送り仮名の欄は設けていない。宣命では二字以上の「送り仮名」は、どれも、その語形の中に別の語が含まれているとたまたま認められた場合に、その部分が優先して表意字表記され、残りの部分が仮名表記となつたという例外的な表記にとどまるものであるからである⁶。

これらは結果だけ見れば、派生関係にある語が同じ漢字で表記されてしまうために生じる読み誤りを防ぐために、共通する語根部分だけを漢字で表記し、それぞれが異なるちがいの部分は送り仮名で明記することが求められる、現代の送り仮名法で表記されたものとよく似たものになっているが、そうした目的意識にもとづくものでない点で、まったく異なる性質のものである。読み分けにそこまで気を配る人たちがあれば、「送り仮名」なしや一字しか送らない機構を恬淡と使い続けることはありえないからである。

三・三 動詞の単独用法の次には、動詞に文法要素が続く例を見ることにしよう。しかし、そのためには、まず、字種選択

の機構を見ておかなければならない。

三・三・一 文法要素は必ず表音表記されるものというわれわれの常識は、宣命では通用しない。「令・被・将・可・不」のような表意字でも表記されることがあるからである。屋名池(二〇一八)で述べたように、これら要素は動詞を表す表意字の前について(「逆順表記」と呼ぶ)それでも漢文ではなく、純粹の日本語の文法要素をあらわすのだが、すべての文法要素が逆順の表意字で表記できるわけではない。こうした表記法がおこなえるのは、動詞という(語)の構成要素である文法的接辞だけなのである。テやハのような独立の(語)にも、「而」や「者」のような表意字表記があるが、こちらが逆順になることはない。つまり逆順の表意字によるこの表記法は(語)内部だけで行われるものなのである。

シムは「令」「使^ㄟ」、ズは「不^ㄷ」と、一般期にはすべて表意字で表記されている。その他は表意字(ラ)ルは「被」「所」、ムは「将」「欲」、ベシは「可」「応」と仮名表記との併用である。

三・三・二 動詞も文法要素もどちらも表意字表記である場合には、両者の間に「送り仮名」は現れない。たとえば「不在シテ」(二〇詔)の「送り仮名」シテは一見「在」についているように見えるが、「在シテ不」を示しているのではなく、「不在」全体について「アラズ・シテ」を示しているのである。しかし、読み手は、動詞(在)と文法要素(不)さえ示されれば、その間の形態は自身が身につけている形態音韻規則(この場合動詞活用規則)で「在」ラ「不」のように導き出せるので不都合は生じない。こうした表記法を「形態音韻レベル表記」という(屋名池(二〇一一b)・(二〇一七a)参照)。

三・四 一方、文法要素が仮名表記の場合は、文法要素は文法的接辞(語)内要素であつても、付属(語)であつても仮名は小字で表記される。表意字表記の動詞と、これらの仮名小字表記の文法要素との間にはこれも仮名小字表記の「送り仮名」が現れる。たとえば「云」と「バ」の間には「送り仮名」「ハ」が現れて「云ハバ」(七詔)となる。文法要素の直前に現れる「送り仮名」の部分をまとめると表2のようになる。今の例でいえば、その送り仮名「ハ」の字数を一字と数えて表に集計してあるのである。

三・四・一 単独用法の場合と並行的に「送り仮名」なしと、一字だけ送るものとの二通りがあり、また、この二通りしか

ナガラ	ニ (目的)	トモ	バ (確定)	ドモ	ツ	テム	テマシ	ヌ	ナム	リ	タリ	シシカ	ケリ	ケム	ラシ
1	0	0	7	5	2	0	0	11	0	3	1	7	3	0	10
0	1	0	1	0	3	0	1	1	1	-	2	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0

ない。⁹⁾ 動詞のタイプによるちがいがいもないことから、この字種切り替え機構が、動詞単独用法の時の機構と同一のものであることがわかる。

三・四・二 ただし、動詞と文法要素の間に「送り仮名」がなくても、読み手は形態音韻規則でその間の音形を導けるから、単独用法のように誤読を生み出す可能性はほとんどない。

三・五 形容詞の「送り仮名」は表3・4にまとめられる。

三・五・一 「送り仮名」が多いので、これも音形を疎略にしか表記できない機構である。しかし、形容詞には動詞のような自他の別はないので、一字でも送ってあれば、用法をよみわけることはできる。

三・五・二 形容詞の場合、どの活用形になっても、前部の表意字部分が担当する音形が一定であるためには、シク活用の場合、終止形以外の活用形では「送り仮名」が一字増えなければならぬ。終止形では語幹そのままの形が使われるが、他の活用形では語幹にクやキなど一音節増した形が使われるからである。しかし、表3のシク活用の欄を見ればわかるように、終止形もその他の活用形も送り仮名の長さが同じであるから、これが形容詞の前側の表意字担当部分を一定にしようとする機構ではないことがわかる。終止形を「恥シ」(五四詔)と表記するなら漢字が担当している音形はハツカであるのに、ミ語法の「愧ミ」(二七詔)ではハツカシとなっていて一定になっていないということである。これは後側を表記する仮名小字の方を基準にそちらを安定的に表記しようとする機構であり、動詞のものと同質の機構であるといえる。

三・五・三 二字以上の送り仮名が原則ないことも動詞と同様である。¹⁰⁾

三・五・四 形容詞には、動詞のように〈語〉内の文法要素(文法的接辞)で表意字表記さ

表2 一般期 表意字表記の動詞の承接用法の「送り仮名」

		～シム	～ズ	～ジ	～ム	～ベシ	～マシジ	～ス (尊敬)	～マシ	～バ (仮定)	～ク	テ	ツツ
送り仮名なし	四段活用	0	1	0	16	4	0	3	1	2	13	61	2
	二段活用	0	0	0	3	2	2	1	0	0	0	32	1
送り仮名1字	四段活用	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0
	二段活用	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1

表3 一般期 表意字表記の形容詞の単独用法の「送り仮名」

		単純終止	並列	中止	連体	副詞	連体終止	準体	複合語 前項
送り仮名なし	ク活用	0	28	4	67	11	0	4	0
	シク活用	0	2	1	4	3	0	0	3
送り仮名1字	ク活用	3	17	6	29	17	0	2	0
	シク活用	1	0	2	9	3	0	0	0

表4 一般期 表意字表記の形容詞の承接用法の「送り仮名」

		ミ語法	～ニ	テ	シテ	(ケ)ム	(ケ)バ (仮定)	(ケ)ドモ	バ (確定)	ク語法	カモ
送り仮名なし	ク活用	14	2	1	3	1	0	1	0	1	1
	シク活用	20	0	0	0	0	0	0	0	0	5
送り仮名1字	ク活用	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	シク活用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

れるものはない(屋名池
二〇一八)参照。
三・六 動詞本体・形容詞
本体は表意字表記されてい
るものばかりではない。仮
名大字表記されているもの
もあるのである。ならば、
どうした場合表意字で書か
れ、どうした場合に仮名大
字表記が選択されるのか、
条件を知る必要がある。次
には、動詞・形容詞のほか
名詞・副詞などもふくめ、
表意字／仮名大字の字種選
択の機構について考えてみ
よう。
表意字の方を無標とし
て、どうした場合に表意字
ではなく、仮名大字の表記
が選ばれているのかという

観点から字種選択の条件を整理してみると、次のようになる。⁽¹¹⁾

a その語をあらわせる表意字がない場合

動詞 アカラフ・アナナフ・アル(生)・キタム・シノフ・タリマフ・ツツム・ナダム・ハハトフ・ハフル・ミツ

ク・ヤヤム・ワブ

形容詞 ウムガシ・オダヒシ・オモジ・コキダシ・サブシ・タノモシ・タヤスシ・タヅカナシ

無活用形容詞(形容動詞) ノド

b 対応する表意字は存在するが、その文脈での用法が典型的な語義からずれているためその字で表記するのが適切でない場合

男鹿未父名負豆、女渡伊婆礼奴物尔阿礼夜(一三詔)

大伴佐伯宿祢波……天皇朝守仕奉事翁人等尔阿礼婆(一三詔)

これらはどうしても本来の語義を離れて判定詞的用法に転化している。

c 宣命内に表意字はあるが、対応する和語が複数あり、表意字で書いたのでは読みが一つに定まらない場合(「内」が表意字表記。太字とした方が、仮名で表記例のある語)

「率」——イザナフ／ヒキキル(12) 「歎」——イソシ／ウムガシ* 「辞」——イナブ／イナ／コト「弥」——イ

ヤ／イヨヨ 「頸」——ウツシ／アラハル／アラハス 「多」——オホシ／マネシ／コキダシ 「趣・教」——オ

モブク／ラシフ* 「奪・盗など」——カソフ／ウバフ／ヌスム* 「成・為」——ナス／ナル。

表記αに対し、複数の語A・Bが対応している場合、書き手がAを伝えるべくαと書いても読み手はBと読んでしまい、正確な伝達が行えないという事態が生じる。「多読性」という病理的なありかたであり、cは、それを防ぐための方策である。宣命は百官の前で宣命使が宣読して伝えるものだから、読みが一つに定まって精確に音読できなければならぬのである。この場合、表意字と仮名表記で表記される語を分担することもある。⁽¹³⁾

表5 一般期 仮名大字表記の動詞の「送り仮名」

		中止	単純 終止	命令	連体	準体	〜(ラ)ル	〜ズ	〜ム	〜ベシ	〜ク	テ	バ (確定)	ケリ
すべて仮名大字	四段活用	—	—	—	—	—	0	0	1	0	1	1	0	0
	二段活用	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
送り仮名なし	四段活用	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	二段活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
送り仮名1字	四段活用	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	二段活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表6 一般期 仮名大字表記の形容詞の「送り仮名」

		連体	副詞	ミ語法
すべて仮名大字	ク活用	—	—	0
	シク活用	—	—	2
送り仮名なし	ク活用	0	1	0
	シク活用	2	1	1
送り仮名1字	ク活用	1	1	0
	シク活用	2	1	2

a) c) を要するに、漢字表記を原則とするという基本方針がまず存在しているのであり、方針通りに行かない事情がある時のみやむを得ず仮名大字で表音表記しているのだといえる。字種選択は事情によって個別におこなわれており、規則的な表記原則が一斉に適用されているのではないし、概念要素が仮名大字で表記されることに積極的な目的が存在しているわけではないのである。

三・七 このように動詞本体、形容詞本体が仮名大字表記されている場合でも、表5・表6に見る通り、「送り仮名」としての仮名小字への切り替えが見られる。伊婆^礼物^叙 (二三詔) 多能母志^美 (五一詔)

三・七・一 表5と表1・表2、表6と表3・表4を見比べると、字種切り替え機構は、表意字表記から仮名小字への切り替えの場合と同じものであるといえる。

三・七・二 二字以上の「送り仮名」が原則ないことも、表意字から仮名小字への切り替えと同様である。¹⁴⁾

三・七・三 ただ、この種のものにかぎって、字種切り替え機構をはたらかさず、文法要素(接辞も付属(語)も)まですべて仮名大字で表記してし

まうという方法も行われている。

伊波婆（七詔） 多利麻比豆（二詔） 伊蘇志美（五二詔）

大字が仮名大字表記された文法要素。バ、ミは〈語〉内の文法的接辞、テは独立の〈語〉である助詞だが、表記上区別はない。字種切り替え機構を働かせるかどうかには特に条件はなく任意のようである。これも表5・6の「すべて仮名大字」欄に例数を示した。

三・八 以上、一般期の「宣命書き」は、表意字から仮名小字への「字種切り替え機構」と表意字／仮名大字の「字種選択機構」とで成り立っている、素朴なシステムであることがわかった。しかし、ここに少数ながら、これらの機構の運用の結果とは合致しない表記を見せる一群の語がある。名詞や動詞でありながら仮名小字表記されるものと、助詞でありながら仮名大字で表記されているものである。

三・八・一 主要部後置の語順原則を有する日本語では、概念要素が前、文法要素はその後ろに現れる。しかし、《禁止》のナツツヤ、《不可能》のエヅのナやエのように、文法的機能要素が概念語に先行して現れるものもある。

人乃見可咎事奈世會和射奈世會（二六詔） 驚呂驚呂事行奈世會（五六詔） 勞久思麻之會（五八詔）

己可衣之不成事乎謀止會 先祖乃門毛滅、継毛絶（三二詔）※淳仁・称徳期

のナやエはそうした機能から、進行方向での字種切り替えが行われ、文法要素として仮名小字表記されているのであろう。
三・八・二 残りの多くは、単なる単位認定のちがいから見かけ上そうした例外部分のように見えているにすぎないものである。

三・八・二・一 いわゆる複合サ変動詞は、現代でもスルとその前の部分（名詞ではなく、無活用動詞）とはアクセントも別単位で、間で息継ぎも可能なので、それぞれ別の二〈語〉がセットとなって機能しているにすぎないのだが（屋名池（二〇一一a）参照）、これを語彙上の一単位と捉えている人が今でも多い。三・八・一の和射奈世會や事行奈世會でのセヤ

此事俱七西止伊射奈布尔依而俱七西半止（二九詔）

のセが仮名小字で書かれているのは、当時もそうした捉え方がされていたからであろう。

三・八・二・二 時代による単位観の齟齬もある。

言^{至須部母}無為^{至須部母}不知^尔 (五一詔)

では、当時は「イハムスベ」「セムスベ」がまとまった単位と捉えられており、スベは現代のローマ字表記ならハイフンでつながれるような、その単位中の準独立部分として捉えられ、三・一であげた、語末を仮名小字表記する方法であらわされているのであろう。「イハムスベ」が一単位であればこそ次のような表記もありえたのである。

云^部不知^{毛之}在^{加毛} (五八詔)

一方、現代では助詞として抽出されるはずの

可久波^{阿礼止毛} (四一詔) 君臣祖子乃理 (二一詔) 志乃比己止乃書 (四〇詔)

も、当時は前後とともに一体の副詞、名詞と捉えられていたのであろう。

三・八・三 そうした見かけ上の問題ではなく、独立した機構の存在を考えなければならぬものもあるかもしれない。

係助詞 食国天下之政者平^久安^久仕奉^{信之止}奈母所念行 (六一詔)

女^止云^波等^美夜、我加久云 (七詔)

副助詞 大保^{乎波}多他^仁卿^止能味^波不念 (二五詔)

終助詞 于都斯久母皇朕政乃所致物^尔在^米耶 (六詔)

は音声言語で情報伝達における最重要部分を指定するプロミネンスやストレスの代用として、

朕^止発菩提心縁^尔在^{良之}止母奈母念^須 (四八詔)

此座者平安御坐^弓天下者所知物^尔在^{良之}止奈母所念行^須 (四八詔)

は、引用部分に対し主文がメタレベルにあることを示す声の高さや音質のちがいの代用として、特立された大字がバラ言語的特徴を表示しているのかもしれないのである（なお、四・六・二・四で論じる）。

ナガラ	ニ (目的)	トモ	バ (確定)	ドモ	ツ	テム	テマシ	ヌ	ナム	リ	タリ	シシカ	ケリ	ケム	ラシ
0	0	3	4	8	9	0	0	7	0	11	0	5	12	2	5
0	0	0	0	0	0	3	0	3	2	-	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0

四 淳仁・称徳期の「宣命書き」システム

四・一 一般期とは異なる「宣命書き」が行われている淳仁・称徳期の宣命について検討に入る。まず、表意字から仮名小字への字種切り替え機構についてみてみよう。

四・一・一 動詞、形容詞が表意字で表記される場合の「送り仮名」については表7から表10に見る通り、活用のタイプが関係しないなど、基本的に一般期と替わらない。ただ、数値の点では小異がある。

動詞の単独用法の場合、送り仮名がなくても、直後に名詞があれば連体用法、直後に動詞があれば複合動詞の前項か並列用法、直後に格助詞などがあれば準体、係助詞が先行してあれば曲調終止というように、文脈から読みが定められるものと、単純終止の用法や中止用法や命令用法のように、前後の文脈情報だけでは読みが定められないものがある。

表7を表1と見くらべると、一般期には、両者のちがいについて特段の配慮は見られなかったのに対し、淳仁・称徳期になると、文脈の支援がないと読みが定められないものへの「送り仮名」が手厚くなっていることがわかる。しかし、それでも一字の送り仮名が付されたものは三割ほどにすぎないので、その本質的な性格は変わったとはいえない。

四・一・二 表7と表8、表9と表10を見比べれば判るように、仮名小字表記の文法要素に続く場合の「送り仮名」も単独用法と同じもので、この点も一般期と同じである。

四・一・三 二字以上の「送り仮名」は「その中に含まれる語」の残りの部分と考えられる個別例にとどまることも一般期と変わらない。¹⁶⁾

四・二 この期の文法要素は、ごく少数の表意字の使用〔令〕四例、〔所〕二例、〔将〕二

表8 淳仁・称徳期 表意字表記の動詞の承接用法の「送り仮名」

		～シム	～ズ	～ジ	～ム	～ベシ	～マシジ	～ス (尊敬)	～マシ	～バ (仮定)	～ク	テ	ツツ
送り仮名なし	四段活用	5	0	1	10	3	0	0	0	2	9	134	3
	二段活用	3	0	0	8	2	1	0	0	0	0	29	0
送り仮名1字	四段活用	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	2	0
	二段活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表7 淳仁・称徳期 表意字表記の動詞の単独用法の「送り仮名」

		並列	中止	単純終止	命令	連体	複合動詞 前項	連体終止	已然終止	已然 従属節	準体
送り仮名なし	四段活用	7	16	36	3	52	80	7	1	0	15
	二段活用	1	4	0	1	1	45	0	0	0	8
送り仮名1字	四段活用	2	11	4	1	4	6	4	0	1	2
	二段活用	8	3	0	5	3	5	2	0	0	9

例、「欲」一例、「可」一例¹⁶⁾をのぞいて、仮名小字で表記されている点で一般期とは異なっている(シム一例、(ラ)ル二例(二例とも仮名大字表記の動詞)、ム五七例、ベシ一四例)。否定のズのみは例外で、仮名表記の方が七例と少数(うち三例は仮名大字表記の動詞、三例は仮名小字表記の動詞)、四二例という多数が「不」で表意字表記されている。

四・三 次に、この期の表意字／仮名大字の字種選択の機構についても見てみよう。

仮名大字で表記されている理由については次のような分類が可能である。¹⁷⁾

a その語をあらわせる表意字がない場合(★は一般期にも仮名表記であらわれている語)

動詞 キラフ・スマフ・トモナフ・キヤブ・エ

ラク

形容詞 イトホシ・ウチハヤシ・ウヤウヤシ・ウ

ムガシ★・ウレシ・クスシ・ツヨシ

b 対応する表意字が存在するが、その文脈での用法が典型的な語義からずれているためその字で表記するのが適切でない場合

表9 淳仁・称徳期 表意字表記の形容詞の単独用法の「送り仮名」

		単純終止	並列	中止	連体	副詞	連体終止	準体	複合語 前項
送り仮名なし	ク活用	3	0	0	20	4	0	4	0
	シク活用	2	4	0	7	0	0	0	2
送り仮名1字	ク活用	3	15	1	29	6	0	0	0
	シク活用	0	12	2	5	3	0	0	0

表10 淳仁・称徳期 表意字表記の形容詞の承接用法の「送り仮名」

		ミ語法	～ニ	テ	シテ	(ケ)ム	(ケ)バ (仮定)	(ケ)ドモ	バ (確定)	ク語法	カモ
送り仮名なし	ク活用	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	シク活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
送り仮名1字	ク活用	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	シク活用	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

菩薩^乃行^乎修^比人^乎度^導率^止云^尔心^波定^天伊^末須[。]……猶^朕我^敬報^末和^佐 川流 北之天登毛 此乃位冠^乎授^{末川良久止} (四一詔)。

「業」と表記されるワザは、宣命では「天ツ日嗣、高御座ノ業」のような慣用句として天皇の任務を指すのが普通だが、ここでは仏教的な「菩薩行」「功德行」としての行為を指しており、その区別を表記で示したか。

c 宣命内に表意字はあるが、対応する和語が複数あり、表意字で書いたのでは読みが一つに定まらない場合(「内」が表意字表記)

「穢」——キタナシ／ケガス／ケガラハシ／カタナシ) 「劣」——ツカラシ／イタハシ 「拙・劣」——ヲヂナシ／ツタナシ／タヅカナシ*

d 四五詔のみの特例¹⁹⁾

於保世^給御命 於保麻之麻須^尔依^天 心乃麻尔麻世^与止^命 汝都可弊^止 带^乎多麻波利^耳 心^乎等等^能倍^直之^之

e 時間的なアクツイオンスアルト(動作態²⁰⁾)表現「ク^ル(e1・一例)、アスペクト表現の尊敬語「ク^テ・イマス」(e2・二例)、判定詞の尊敬語「ク^ニ／ト・イマス」(e3・三例)、ク^ズや形容詞の尊敬語「ク^ズ・イマサフ」

表 1 1 淳仁・称徳期 仮名大字表記の動詞の「送り仮名」

		中止	単純終止	命令	連体	準体	～(ラ)ル	～ズ	～ム	～ベシ	～ク	テ	バ (確定)	ケリ
すべて仮名大字	四段活用	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	二段活用	—	—	—	—	—	0	0	0	1	0	0	0	0
送り仮名なし	四段活用	0	2	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1
	二段活用	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
送り仮名1字	四段活用	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	二段活用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 1 2 淳仁・称徳期 仮名大字表記の形容詞の「送り仮名」

		単純終止	並列	連体	副詞	ミ語法
すべて仮名大字	ク活用	—	—	—	—	1
	シク活用	—	—	—	—	0
送り仮名なし	ク活用	0	0	1	0	0
	シク活用	2	0	0	0	0
送り仮名1字	ク活用	1	1	0	2	0
	シク活用	0	1	1	2	2

a) c は一般期と共通するので、表意字／仮名大字の字種選択機構も両者共通であるといえる。d と e が今期特有であるが、d については現在の所、その理由は不明である。e については、四・六・三で表意字／仮名小字の字種選択機構とともに論じる。

四・四 次に動詞本体、形容詞本体が仮名大字表記される場合の仮名大字から仮名小字への切り替え機構を見てみよう（表 11・12）。

- (e 4・一例)、「く・オホマシマス」
- (e 5・一例)
- e 1 今帝_止立_豆須麻_比久流間_尔 (二七 詔)
- e 2 帝_乃出家_{之天}伊末_乃須世_{七方} (二八 詔)
- e 3 諸_乃神_{多知仁}伊末_之家利 (三八詔)
- e 4 世間_乃位冠_{乎波}不乘伊末_止佐倍_{止毛奈} (四一詔)
- e 5 朕_波御身都可良_之久於保麻_之麻須_尔依_天 (四五詔)

- ・この場合の字種切り替え機構も、表意字表記から仮名小字への切り替え機構と同じ
- ・二字以上の「送り仮名」は原則ないのも表意字から仮名小字への切り替えと同様
- ・この種のものにかぎって、字種を切り替え機構がはたらかず、文法要素（接辞も付属〈語〉も）まですべて仮名大字で表記してしまうという方法も行われている

伊佐奈方礼須（三三詔） 可多自気奈弥（四一詔）

すべてが一般期と同じである。

四・五 ここまでを要するに、字種切り替え機構、字種選択機構については、一般期と淳仁・称徳期とに本質的なちがいはないといえる。

四・六 淳仁・称徳期の宣命書きの独自の性格は、次のような一般期なら仮名大字で表記される要素を仮名小字で表記するところにあるのである。²²⁾

A 発^{之等等乃比}（二九詔）

C 好^{阿流良牟止}（四六詔）

教^{伊佐奈比}（三三詔）

不敢^{阿流良牟物乎}（四一詔）

B 奏^{多末不}事（二八詔）

可久方^{阿礼止毛}（三四詔）

守^{多比}（三六詔）

D 官^{尔阿利}（二六詔）

楽^{末須}位（二八詔）

E 保^{已止毛}不得（四五詔）

見^{末都礼方}（三八詔）

A（計一〇例）は複合動詞の後項で、B（計二四例）は尊敬語や謙讓語の標識に文法化した動詞、C（計九例）は形容詞や副詞、形容詞型の語形変化をする接辞など、そのままでは動詞のように自由に文法要素と接続できない語を文法要素とつなぐ働きに特化して文法化したアリ、D（計二例）は判定詞ナリに縮約する前の構成要素であるアリ、E（計一五例）は名詞句標識に文法化した名詞コトである。A～Eをもう少しくわしくみてみよう。

四・六・一 当時の複合動詞は現代語のそのように前項と後項がアクセント上一体化して一(語)になっておらず、前項、後項はそれぞれ別の(語)であったから、形態上は動詞二(語)の並列と区別できなかつたが、Aの表記がとれるのは前項・後項間に次のように類義の関係が成り立つものに限られていて、他の複合動詞や単なる並列の動詞とは区別されていた。

発 (オコシ)・トトノフ 押・シフ 捨・キラフ 進・ツカハス 継・ヒロム 罷・トホラス 萌(メグ
ミ)・モユ 教・イザナフ

四・六・二 Bは、従来からの表意字表記との間で、待遇価値の微妙なちがいを表現し分けるために仮名小字表記が用いられているものである。

四・六・二・一 まずマツルは、一般期には「奉」という表意字表記であつたものに代えて、今期には、「奉」という逆順の表記がもちいられると⁽²³⁾ともに、仮名小字の表記があらわれ、表意字との間で使い分けがなされている⁽²⁴⁾。どちらも主語以外の補足語をもちあげる謙讓語だが、表意字「奉」の方が仮名小字の「マツル」よりももちあげかた(待遇価値)が高いのである⁽²⁵⁾。

明^{可仁}浄^俊心^乎以^天朝廷^乎奉^助仕^奉流^流右大臣藤原朝臣(四三詔)

基真禪師^尔……冠^波正四位上^乎授^氣復物部浄^止云姓^乎授^{末川流}(四一詔)

四・六・二・二 タマフは今期にあつても一般期同様、表意字で表記するのが基本だが、今期には仮名小字表記のタマフ(二八・四五詔)、タブ(二六・三六・四一詔)があらわれ、使い分けられている。いずれも主語をもちあげる尊敬語であるが、「賜」「タマフ」「タブ」三者が同じ宣命内で用いられている二八詔をみると、「賜」「タマフ」は同列、「タブ」はそれより待遇価値が低いものとして区別が行われている。

「賜」「タマフ」の主語…天皇・藤原仲麻呂(惠美押勝。元大師(=太政大臣))
「タブ」の主語…平大臣の道鏡

四・六・二・三 同じく尊敬語のマスは表意字表記の「坐」と併用されているが、仮名小字表記の用例が少ないので、一

般期の七・五一・五二詔（仮名小字表記）・五八詔（仮名大字表記）の例（これらの詔になぜ用例があるのかについては六節参照）もふくめて考えると表意字表記の「ㄱ坐」より「ㄱマス」の方が待遇価値の低い尊敬語ともちいられていることがわかる。

「ㄱ坐」の主語…神・天皇・廢帝・太政大臣の有資格者

「ㄱマス」の主語…親王・内親王・大臣禪師・内大臣

四・六・二・四 マツル・タブ・マスともにほぼ同じ基準で（最上位…表意字、上位…仮名小字）という書き分けがなされているようである（左・右大臣がどちら側に配されるかで少異あり）。

表意字と仮名小字は音声化してしまえば同じになってしまうはずなのに厳密な書き分けがおこなわれているのは（各官衙に写しが回される以上、表記面でのちがいがいも重要だろうが）、宣命使がパラ言語レベルで読み分けをおこなうことが期待されていたからではなからうか。『本朝書籍目録』に載る『宣命譜』も（逸書。嵯峨朝で内記も務めた滋野貞主（七八五―八五二）の著か（山田（一九三六）、「譜」とある以上、そうしたパラ言語情報を記載したものではなかったらうか。四・六・三 C・Dのアリにも制限があり、文法化していても「ㄱベク・アリ」や動詞につくアスペクト表現「ㄱテ・アリ」、判定詞的でも「名詞ト・アリ」のアリは、仮名小字では表記されず、表意字「在」のままで区別されている。

これらのアリと同機能であっても、それに加えて待遇価値も表現するイマスやオホマシマスは、表意字で表記はされず仮名で表記される点では特別扱いされている点、アリと共通しているが、特別扱いは小字化にまでは及ばず大字表記にとどまっている（四・三のe参照）。

四・六・四 Eも「ㄱコト・エズ／ウ」「ㄱコト・ナシ」「ㄱコト・ヤム」「ㄱコト・《難易》」「ㄱコト・《頻度》」などの慣用的な機能句内のコトに限られている。

四・六・五 これらはみな概念要素としての原義を離れて文法機能を担っているものであり、そのため、文法的接辞や付属〈語〉と同様、仮名小字表記されているのであろうが、仮名小字表記されるかどうかの線引きについては、文法化の度合い

についてかなり客観的で明確な基準があつたことがわかる。

五 分析の枠組み・II

五・一 四・六であつた仮名小字表記される要素は、文法機能を担っているからといって、文法的接辞や付属(語)と等し並みにあつかうことはできない。文法的接辞や付属(語)は、文法機能を専一に担う語形なので、そうした形態論的情報をおのおのに語彙的に登録しておくことができるし、そうした形態論的情報だけを使つて表記の字種も決定できる。

しかし、AとEは同じ語形のまま概念要素としての用法も別に有しているのであり、これらが概念要素なのか文法的機能要素なのかは、あらかじめ語彙的に登録しておくことはできず、実際の文中で、他の文中の要素との構文論的・統語論的な関係をもつて初めてその性格が決まるのである。概念要素として表意字や仮名大字で表記するか、文法的機能要素として仮名小字で表記するかという点では確かにパラダイグマティックな選択の問題ではあるのだが、三・六や四・三であつた字種選択のように、その語形だけの情報で表記をきめることはできず、実際の文中でシンタグマティックに示される構文論的・統語論的機能によつてしか表記を決定できないという点で、これとも決定的に異なっている。そこで、三・六や四・三であつたその要素の情報だけで、純粹にパラダイグマティックな問題として表記を選択できる機構を「自律的字種選択」の機構とよび、文中の他の要素と対比して初めて表記を決定しうる。これらの機構の方は「対比的字種選択」の機構と呼ぶことにしたい。

五・二 一般期の「宣命書き」のシステムは「字種切り替え」の機構と「自律的字種選択」の機構の二つのみでできあがっていたが、淳仁・称徳期の「宣命書き」システムはそれに「対比的字種選択」の機構が加わり、三つの機構から構成されているわけである。²⁷⁾

五・三 字種書き分けについてこの「字種切り替え」「自律的字種選択」「対比的字種選択」三種の機構を区別して立てておくことは、時代を超えて、表記論的な概念装置として重要である。

現代語でも、漢字・ひらがなの書き分けを考える際には、この三種を区別しておかなければならない。いわゆる送り仮名

法は「字種切り替え」のルールであるし、人によっては副詞は漢語であつてもひらがな書きするという「自律的字種選択」のルールを持つこともある。最近広く見られるキーワードだけ漢字表記してある文章は、視覚による黙読中心の現代ならでの存在で速読に向いているが、「対比的字種選択」でキーワードを取り出してはじめて可能な表記なのである（淳仁・称徳期宣命の場合は構文論的・統語論的な対比であるが、現代語のこれは情報論的な対比であるといううちはあるが）。

六 システムの漸次的移行

文法化した要素を「対比的字種選択」によって仮名小字で表記する機構は、淳仁・称徳期になって急に始まったものではない。一般期の七詔にすでにその先駆が見られる。

過无、罪無有者、捨麻須奈、忘麻須奈止、負賜宣賜志大命

また、淳仁・称徳期以後にはすっかり絶えて、まったく行われなくなったというわけでもない。五一詔（・五二詔）ではリバイバルが起きている。

朕大臣、誰尔加母我語比佐氣牟、孰尔加母我問比佐氣牟止（五一詔）

今大臣者、鈍朕乎扶奉仕奉麻之部（五二詔）

五八詔になつても、淳仁・称徳期同様の「対比的字種選択」の機構がなお働いていて、尊敬語標識の動詞が表意字ではなく仮名で表記されているが、小字にはならず大字のままであるものの方が多くなっているのはすでにその残映にすぎないからであろう。

朕心毛慰、米麻佐牟止

七 表記法と用字法

七・一 淳仁・称徳期については、従来から表記上の種々の特異性が指摘されている。特有の仮名字母の存在や、表意字の

偏り、仮名の清濁の区別のあり方、小字の仮名を双行で書くか単行で書くかなどである。

仮名字母については、存在している字母だけでなく、そこでは用いられていない字母にも注目する必要がある、そうした存在・不存在の偏りは、淳仁・称徳期に限らず、一詔から四詔まで、五詔から一一詔まで、一六詔から二二詔まで、五六詔から六二詔までといろいろに見られる。こうした偏りは主に宣命の渙発に中断の時期があることよって生じている。また、淳仁・称徳期に特有の仮名字母といっても、同時代の他文献にも見えるものばかりであり、もつとも希用の「方」でさえ万葉集（一三・三二二二）に見えている。

歴史的な史料からは実際に辿られた道筋の軌跡しかわからない。しかし、目的地に行くにはそのルートしかないからそれをたどったのか、他にもルートはあったのだがどれかを通らないわけにはいかないからそのルートをたまたま辿ったのか、そこには大きなちがいがあり、両者を等し並みにあつかうことはできない。表記に置き換えていえば、ルートの有無、その数がいくつかこそが表記法の次元の問題であり、複数ルートが選択可能な場合どれを辿ったのかは用字法の次元の問題である。

従来指摘されてきた淳仁・称徳期の表記上の特異性は用字法の問題にすぎず、本稿であつかつた対比的字種交替機構の有無は表記法の問題にはかならないから、同じ淳仁・称徳期に特徴的であるからというだけで同列にはあつかうわけにはいかないのである。

一方、表記法レベルの問題でも淳仁・称徳期に特徴的なものばかりではない。屋名池（二〇一八）で指摘した、複合動詞でズやベシが逆順の表意字「不」や「可」で表記される場合、A 複合動詞全体の前に置かれる漢文由来の表記と、B 後項の前に置かれる日本語式の表記との二方式が存在することは表記法レベルの問題だが、AとBの分布は、一般期と淳仁・称徳期の別とは重ならない（一三・一六・四五・五一詔のように同一の詔の中にAもBもあらわれるものもある）。

七・二 本稿で論じたのは、『統日本紀』の宣命には、二種の「宣命書き」システムが存在していたということであるが、これは書き手の立場から見ての区別である。ただ、宣命の表記は、本来、宣命使という特定の立場の個人が読み上げるためだけのものだったのだから、読み手の側にもあらかじめ表記のシステムに習熟しておいてもらうことは期待できたのである。

う。淳仁・称徳期の対比的字種交替の機構について、書き手・読み手の間に共通理解があれば、この機構は意味の精確な読み取りだけでなく、文法的機能を反映しての音高・ポーズ・スピード・声質などパラ言語的読み分けにも大いに効果を発揮できたものと思われる。

ただ、宣命は元の表記のまま『続日本紀』にも収められているのだから、当時はそうした機構に習熟しない読者がそれを読みうることも想定できたということである。一般期のシステムにくらべて、淳仁・称徳期のシステムの方が対比的字種交替の機構が加わっているだけ複雑なのだが、その機構がはたらくことで表記面に現れる変化は、読み取りに際してより多くの予備知識が必要になるという難消化の方向ではなく、表音表記の部分が增えるという簡易化の方向の変化なので、対比的字種交替の機構についての知識がなくても（効率的な読み取りの効果は生じないもの）読み取りに支障は起きることはなかったのである。読み手は一般期の簡素な「宣命書き」システムの知識さえあれば、すべての宣命が読めたのである。

注

- (1) 分量がページに満たない宣命もある中で、ほぼ等間隔に全体が概観できるように調べたが、一九詔前後は皆短かい宣命なのでとりあげられなかった。
- (2) 小字の仮名は、詔によって双行に書かれたり単行に書かれたりしているが、本稿の挙例に当たってはすべて単行で表記して示す。
- (3) 本稿では表意字の訓みは北川氏の校本に従った。ただし、「得」(二九詔)、「定」(二八詔)、「壊」(三一詔)のように文法要素まで補読する例は採らない。これらは文法要素を補わない形での改訂が必要であろう。
- (4) 以下、「送り仮名」や仮名小字表記の文法要素をあつかうにあたって、具体的な万葉仮名の表記や小字か大字かが問題になる場合を除き、そうした部分を見て取りやすくするために小字の万葉仮名を普通の大きさのカタカナに代えて例を挙げる。本稿では特殊仮名遣いも問題にならないので、甲類・乙類も表記し分けない。
- (5) 「ゝタマフ」「ゝタマハル」「ゝマツル」という形の述語は非常に多いため、これらまでふくめて集計すると他の動詞の例数が埋もれてしまい、動詞表記の多様性が見て取れなくなるので、これらを後項とする例は集計から除外した。これらの前項となる動詞の方は「複合動詞前項」として集計に加えたが、これも数の多いものは表から除外して、この注で報告する。タマフの前項の

アゲ(六例)・オホセ(二一例)・サダメ(一七例)・サツケ(三〇例)・マヲシ(二二例)・ユルシ(一八例)・ヲサメ(九五例)、
タマルの前項のウケ(四〇例)、マツルの前項のサツケ(一〇例)がそれである。これらはすべて「送り仮名なし」で後項へ
続いている。

漢文式に、直後に目的語をとる他動詞、直後に主語をとる「有」には送り仮名がつかない(屋名池(二〇一八)参照)ので、
これも集計には含めない。

(6) 二字以上の「送り仮名」の例と、「その中に認められたであろう語」の例(――の下に示す)をあげる。

恐マリ(一二三詔ほか)――恐シ(二五詔)・恐ク(二五詔)・恐キ(四八詔)・恐ケレドモ(一五詔) 草ムス(一三詔)――草
(一五詔ほか) 休息安モフ(五一詔)――休息安マリテ(五一詔)など。

今期の単独用法の残りの全例もあげておく。思ホス(五三詔)、畏恐マリ(二三詔)、廻ホリ(六詔)

(7) 「使」の使用は一九詔のみ。その事情は屋名池(二〇一八)参照。

(8) 「善有^{具勢}行」(七詔)のみ例外的に仮名表記。

(9) この用法にも「その中に認められた語」の残りと考えられる二字以上の「送り仮名」の例がある。

思ホシツツ 休息マルベキ・休息安マリテ(以上、今期の全例。すべて五一詔)

(10) 「その中に認められた語」を基準にして二字以上の「送り仮名」が送られたと見られる例をあげる。

恐ケレドモ(一五詔)――恐ミ(動詞・三詔ほか) 遍マネク(五四詔)――遍(二五詔ほか)

今期の残りの全例。怨シキ(一八詔)、驚口驚ロシキ(五六詔)、顧慮ナキ(二三詔)、慶シキ(二五・六一詔)

(11) 宣命内に表意字表記もあるのに仮名大字の表記が選ばれている理由が判明していないのは現時点で次の各語である。

「念・思・所念」――於母富佐久(五一詔) 「始・初」――事波自米而(五詔) 「辱」――加多自気奈美(五二詔)・賀多自気奈
志(五四詔)(注18も参照)。

(12) 宣命では類義表現を列挙する表現がよく見られるが、*は、そうした部分に相伴って出現する組み合わせでもあるもの。

(13) 一般期のみならず、『続日本紀』宣命の全期を通じて、指示副詞カクとも訓みうる「此・是」は、カクが仮名表記されている宣
命ではすべて、カクではなく、コノを表記するのにもちいられて、カク・仮名大字、コノ・表意字「此・是」という分担がおこ
なわれている(五・七・一三・二三・二五・二六・二七・二九・三四・四一詔。残りの三三詔ではコノが用いられていないので
「此・是」はあらわれない)。

(14) 「その中に認められた語」を優先して仮名大字表記したものと考えられる二字以上の「送り仮名」の例。

美ヅク (一三詔) —— 水 (一五詔)

多豆何ナキ (二三詔) も、文献上は実在が確認できないが、そうした連想を呼ぶタヅカという語が当時存在していたための「送り仮名」であろうと考えられる。

(15) 坐サヒ (四二詔) —— 坐ス (四二詔) ・坐シ (五詔ほか) ・坐セ (三詔ほか) 事ナクシテ (三二詔) —— 事 (多数) 賜ハレト

(四六詔) ・賜ハリ (三八詔) —— 賜フ (四五詔) 給ハリテ (四三詔) —— 給ヒ (四四詔) 謹マリ (四五詔) —— 謹ミ (四一詔) 罪ナヒ (三五詔) —— 罪 (三五・四五詔ほか) 見答ムル (三五詔) —— 答 (三〇詔)

今期の残りの全例を挙げる。大マシマス (四一詔) ・大坐マス (五八詔) ・念ホシメシテ (三六詔) ・思ホシ坐シナガラ (五二詔) ・念行マシ (二八詔) ・計フルニ (三一詔) ・奉請ラヘテ (四二詔) ・喜シキ (四二詔)

(16) 漢文的文辭の混入部分をのぞいての例数。

(17) 現時点で仮名大字の表記が選ばれている理由が判明していないのは次の各語である。

「語」—— 可多良比^{能利多布}言 (三六詔) 「云・言・称」—— 伊波流^{倍俊}朕 (二七詔)

(18) ウレシは四・三に a の宣命内に表意字表記の見られない例としてあげたが、「喜・歛・慶」—— ウレシ／ヨロコボシ* という読み分けをしているのかもしれない (ヨロコボシの方にも「喜之伎」という表意字表記 (四二詔) のほか仮名表記 (四六詔) がある)。北川校本の訓読では「辱・愧・恐」はそれぞれカタジケナシ★・カシコシ・ハツカシ* と読み分けられているが、当時は「辱・愧・恐」の訓みは入り雑っていて表意字表記をすると多読性の表記になったのかもしれない (*は注12に同じ)。

(19) 書き分けを想定し c に分類した「御身都可良之」^久「平遅奈」^久や、a に分類した「都与」^久も四五詔故の例外的表記と考えるべきか。基準時点までの時間的継続をあらわす。基準時点からの継続をあらわす「ユク」の例は一般期にはあるが (表意字表記、淳仁・称徳期にはない)。

(21) 次の二字以上の「送り仮名」も「その中に認められた語」があることによるものと考えられる。

字夜字夜シク (二七詔) —— 礼マヒ (四一詔)

(22) 宇治ハヤキ (三二詔) も、ウチなる語が当時存在していたことにもとづくのであろうが、文献上は実在が確認できない。次の A↪E に分類できず、仮名小字表記をとる理由が不明のものとしては、現在のところ次のものが残っている。

形容詞 己師^{手多夜須久退} 都良^{良止} (二八詔) 无礼^{之百} 不徒^{兼亮久在} 牟人 (二九詔)

無活用形容詞 安久於多比 (三八詔)

副詞 皇朝者呂天久 高治賜手 (二八詔)

動詞 冠位阿氣 賜治賜久止 (二八詔) 奇駿手阿良邊之 (四一詔) 髮手曹判天 (二八詔)

今史前 (三二詔) 天乃與之天 授倍伎 人 (三一詔)

(23) 四三・四五・四六詔ではふたたび「く奉」も用いられている。

(24) 今期の「奉く」や仮名小字の「マツル」は種々の動詞に付く点で、一般期の「く奉」の機能を受け継いでいるものといえる。ただ今期でも、ツカヘマツルだけは仮名表記は用いられず例外的に表意字でだけ表記されている。この表意字表記としては、一般期と同じ「仕奉」のほかに、詔によって「奉侍」「供奉」のような漢語起源の表記や「奉仕」「奉供」など一般期には見られない表記が使い分けられている。

(25) 両表記の待遇価値の差についてはすでに沖森 (一九七七) で論じられているが、本稿とは見解に小異がある。

(26) 宣命で常用される「く賜」のほかに、希用の「く給」を多用・専用する詔が存在しているのは今期の特徴である。

(27) 表意字を小字で表記している例が五例だけ見られる (七詔「始斯」「供奉乍」・一四詔「始而」・五一詔「彼此別心无」「息安母希事无」) が、今回はこれらの位置づけには及ばなかった。

資料

北川和秀編『続日本紀宣命校本・総索引』吉川弘文館一九八二年

参考文献

上田ノブ子 (一九六〇) 「続日本紀宣命における送り仮名について」『香椎潟』(福岡女子大学) 六号

沖森卓也 (一九七六) 「続日本紀宣命の用字と文体」『国語と国文学』五三巻九号 (沖森 (二〇〇〇) 所収の補訂版による)

沖森卓也 (一九七七) 「続日本紀宣命の表記と文体——称徳期について——」『松村明教授還暦記念 国語学と国語史』明治書院 (原題

「続日本紀宣命の表記と文体——称徳期について」沖森 (二〇〇〇) 所収の補訂版による)

沖森卓也 (二〇〇〇) 『日本古代の表記と文体』吉川弘文館

奥田俊博 (二〇〇〇) 「続日本紀宣命における活用語の語尾表記」『清泉女子大学人文科学研究紀要』二一号

小野 望 (一九八〇) 「続日本紀宣命の例外的表記について」『筑紫女学園短期大学紀要』一五号

金子武雄 (一九四一) 『続日本紀宣命講』白帝社 (復刻版 高科書店 一九八九年による)

北川和秀 (一九八一) 「続紀宣命の大字小字について」『国語学』一二四集

古賀京子 (一九七五) 「続日本紀宣命の用字法」『香椎潟』(福岡女子大学) 二二一号

屋名池誠 (二〇〇四) 「平安時代京都方言のアクセント活用」『音声研究』八巻二号

屋名池誠 (二〇一一 a) 「語彙と文法論」『これからの語彙論』ひつじ書房

屋名池誠 (二〇一一 b) 「仮名はなぜ清濁を書き分けなかったか」『藝文研究』一〇一号第一分冊

屋名池誠 (二〇一七 a) 「表記論から」二文字併用社会」の必要性を考える——「動詞の自・他部分に送り仮名のない複合語の表記」の読み分け機構を中心に——『国際化時代の日本語を考える——二表記社会への展望』くろしお出版

屋名池誠 (二〇一七 b) 「ありえたもう一つの道」から明治以来の送り仮名法の性格を考える」『日本語学』三六巻一二号

屋名池誠 (二〇一八) 「漢文の蔭の日本語表記——続日本紀宣命の逆順〈語〉表記——」『歴史言語学の射程』三省堂

山田孝雄 (一九三六) 「宣命譜の著者」『国学』四輯 (『典籍雑攷』宝文館 一九五六年所収のものによる)

補

正倉院に残る宣命の写し二通のうち、『続日本紀』に収められていないものについてもふれておく(『南京遺文』による)。七五七(天平宝字一)年七月の一六詔に先立つ同(改元前で天平勝宝九)年三月付のもので、表記論的性格は一六詔とほとんど同じである。

・「送り仮名」は動詞・形容詞とも「なし」か一字のみで、二字以上の「送り仮名」は

異シマ——異ニ(三三・四五詔) 大命ラマ (受) 賜ハリ 貴トブベキ

のみで、このうち普通「貴ビ」(二二詔) のようになる第四例のみが異例である。

・仮名大字で表記されるのは

・表意字のないもの イブカシミ オホホシ(ミ) ※(ミ) は脱字

・バラ言語的表示かと思われるもの (三・八・三参照)

係助詞・終助詞 伊布加志美意保々志念^マ加止奈母所念

・カク・仮名大字 コノ・表意字「此^乃」の使い分けがある(注13参照)